

防地周（事）第132号
30.3.30
一部改正 防地周（事）第309号
30.8.31
一部改正 防地周（事）第493号
31.4.26
一部改正 防地周（事）第174号
令和元年10月1日
一部改正 防地周（事）第401号
令和2年10月1日
一部改正 防地周（事）第454号
令和2年12月28日
一部改正 防地地（事）第114号
令和5年3月31日
一部改正 防地地（事）第336号
令和5年9月12日
一部改正 防地地（事）第172号
令和6年3月29日

地方協力局長
各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

防衛施設周辺放送受信事業補助金の交付について（通達）

標記について、下記のとおり定められ、平成30年3月31日以前に締結された放送受信契約に係る補助金については、なお従前の例によることとされたので通達する。

なお、防衛施設周辺放送受信事業補助金の交付について（施本第600号（CFM））。

平成18年3月31日)は、廃止する。

記

- 1 防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱(平成19年防衛省訓令第126号。以下「交付要綱」という。)第1条に規定する対象者については、次に掲げる者を除くものとする。
 - (1) 助成対象区域(沖縄県の区域を除く。以下この項において同じ。)において事業所その他の住居以外の場所に設置した受信機に係る放送受信契約を締結した者
 - (2) 平成30年4月1日以降に助成対象区域に転入した者
 - (3) 助成対象区域において、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱(平成22年防衛省訓令第10号)第2条第1号に規定する防音工事を実施した住居に設置した受信機に係る放送受信契約を締結した者
- 2 交付要綱第4条に規定する放送受信料に係る別に定める額は、別表のとおりとし、補助事業の実施期間が1月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 交付要綱第4条に規定する地方事務費に係る別に定める額は、84円とする。
- 4 地方防衛局長及び東海防衛支局長は、交付要綱第7条に規定する交付申請書及び実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式第1による防衛施設周辺放送受信事業補助金交付決定通知書(金額確定通知書)により補助事業者等に通知する。
- 5 前項に規定する防衛施設周辺放送受信事業補助金交付決定通知書(金額確定通知書)には、別紙様式第2による事業の内容及び経費配分書を添付するものとする。

添付書類：1 別表

2 別紙様式第1及び別紙様式第2